

第1回 横須賀市景観審議会

議事録

第1回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成16年(2004年)7月28日(水) 14:10 から 15:10
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎3階 第2会議室
- 3 議 案 (1) 委員長の選出について
(2) 横須賀市景観審議会運営要領(案)等について
(3) 委員長職務代理者の指名について
(4) 専門部会委員の指名について
(5) その他
- 4 出席者
- | 委員 | 事務局職員 |
|------------|------------------|
| ・大橋 加菜 委員 | ・景観推進課長 岡 正郎 |
| ・加藤 隆夫 委員 | ・景観推進課総括技幹 長島 洋 |
| ・小林 正美 委員 | ・景観推進課主査 平井 毅 |
| ・鈴木 かほる 委員 | ・景観推進課技術吏員 土屋 文代 |
| ・鈴木 伸治 委員 | |
| ・田口 敦子 委員 | |
| ・中村 良夫 委員 | |
| ・二本柳 英治 委員 | |
| ・吉田 慎悟 委員 | |
- 5 傍聴人 第1回目の審議会であり、運営要領の審議が済んでいないので非公開とする。
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（長島）

ただいまから、横須賀市景観審議会を開会致します。

本日は、審議会第1回目の開催となりますので、委員長が決定されるまでの間、僭越ながら、事務局が進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

議事に先立ちまして、景観条例及び横須賀市景観審議会規則のご説明をさせていただきます。

（景観条例と審議会規則の説明）

○事務局（長島）

それでは、議事に入ります前に横須賀市景観審議会規則第3条第2項によります会議の成立についてご報告致します。当審議会委員9名のうち現在9名全員が出席しておられますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

○事務局（長島）

それでは、議事の（1）委員長の選出についてに入ります。

本件につきましては、横須賀市景観審議会規則第2条第1項により、「委員が互選する」となっております。互選については、いかが致しましょうか。

○吉田委員

初めての方も多く、面識もまだ少ないので、事務局に一任したらどうでしょうか。

（異議なし）

○事務局（岡）

ただいま、事務局に一任というご発言がありましたが、事務局としては景観行政の経験豊富な中村委員を委員長にご推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（岡）

異議なしとのご意見がありましたので、中村委員に委員長にご就任いただくこととしたいと思いますが、中村委員、お受けいただけますでしょうか。

○中村委員

わかりました。

○事務局（長島）

それでは、中村委員が委員長に就任していただくことと決定致しました。

中村委員よろしくお願ひ致します。委員長席におつき下さい。

それでは、委員長により議事を進めていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

横須賀に関わるのは、2年前の眺望の調査を手伝ったことがありますので、その経験を活かしたいと思っています。今年6月に国は景観法を定め、12月か1月に施行になりますが、3文字法であり、国土・都市行政の骨格となるような格調高いものと位置づけているようです。そういう意味で、この景観審議会も重要な役回りを担うことになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

それでは、議事の次第に従って進めてまいりたいと思います。

最初に、(2)横須賀市景観審議会運営要領(案)等についてを議題といたします。事務局から内容を説明してください。

○事務局（長島）

(審議会運営要領(案)を説明)

○委員長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

○委員長

事務局で作成した案は、横須賀市の審議会に一般的なものですか。なにか、景観審議会独特の内容はありますか。

○事務局（岡）

一般的な内容です。横須賀市では原則、会議は公開することになっていますので、当審議会もそれにならい、公開することとしています。本日については、運営要領を含んで審議することになっていますので、今回に限っては非公開としています。

○委員長

他に質問がないようですので、本件にご賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長

全員挙手ですので、本件は、原案どおり同意されました。

よって、審議会運営要領については本案のとおり決定致します。

続いて審議会専門部会運営要領（案）を事務局より説明してください。

○事務局（長島）

（審議会専門部会運営要領（案）を説明）

○委員長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

○委員長

質問がないようですので、本件にご賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長

全員挙手ですので、本件は、原案どおり同意されました。

よって、審議会専門部会運営要領についても本案のとおり決定致します。

○委員長

次に、運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名致します。それでは、名簿の順番で大橋委員と加藤委員を指名致します。毎回指名いたしますので、今回の担当をよろしくお願い致します。

○事務局（岡）

議事録も原則、公開となります。ただし、個人情報に関わることは非公開となります。

○小林委員

専門部会の議事録も公開になりますか。

○事務局（長島）

審議会の議事録と同様です。個人情報や、公開すると事業者に不利益を与えるような内容を除いて公開することが原則となります。

○委員長

次に、議事の（３）委員長職務代理者の指名についてに入ります。

本件は、審議会規則第２条第３項によりまして、「委員長が指名する」こととなっております。

それでは、ただいまから指名致します。今まで横須賀市の景観行政に関わりが深く、今後も中心的な活動をしていただかなければならない吉田委員を委員長職務代理者として指名したいと思います。吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員

承知いたしました。

○委員長

よろしく申し上げます。

続いて、議事の（４）専門部会委員の指名についてに入ります。

指名を行う前に、専門部会について事務局より説明をしてください。

○事務局（長島）

（専門部会の説明）

○委員長

それでは、審議会規則第４条第２項によりまして、専門部会の委員を指名致します。

小林正美委員、鈴木伸治委員、吉田慎悟委員を専門部会委員として指名致します。よろしくお願い致します。

なお、部会長につきましては、第１回専門部会開催のときに専門部会委員で互選して後日、審議会にご報告いただきたいと思います。

○委員長

以上で本日の議事は、すべて終了致しましたが、その他、特に委員からご発言はありますか。

○鈴木委員

京浜急行電鉄の県立大学駅（旧安浦駅）の駅舎の建て替え計画があります。土木学会の「日本の近代土木遺産 2000」というリストにも掲載されているものです。バリアフリー化に伴う改築計画で、今週か来週には確認申請をするという段階にあります。昭和５年に建てられ、湘南電鉄時代の駅舎として最後に残っているものですが、重要文化財になるほどのレベルではありません。歴史性に配慮した計画をして欲しいものですが、初めから壊し

てしまうことに、市も同意しているようです。景観条例では、景観推進地区や景観重要建築物等に指定されていないと規模が小さいものは届出対象になりません。これは問題であると思います。また、近代土木遺産に対する評価が低いのではないのでしょうか。JR横須賀駅も日本の近代土木遺産リストに載っていますが、同様に壊されてしまうようなことにならないか危惧しています。JR横須賀駅は市民文化資産にも指定されているので、早いうちに景観条例の景観重要建築物に指定することを検討されたいと思います。

○吉田委員

駅舎については、すでに建築確認がおろされる段階ですか。

○事務局（岡）

事業者である京浜急行は、今月末か来月早々には建築確認申請を出したい、ということは聞いています。

平成11年度からまちづくり協議会ができ、まちづくり課で議論を進めてきています。まちづくり協議会では、駅周辺については、古い建物なのでまったく脈絡のないものではなく、今の駅舎のイメージを残すようなものを要望していくと聞いています。

一方、市では駅のバリアフリー化の整備を進めていることもあります。

景観条例では、7月に施行したばかりで現時点での景観重要建築物指定は物理的にできません。まちづくり協議会が検討を進めてきたということもあるので、その中での議論を進めてもらいたいと思っています。

また、ご意見がありましたので、駅を含んで周辺地区の景観推進地区への指定についてや、景観重要建築物への指定も、積極的に取り組んでいきたいと考えています。国県市指定の文化財のほかに市民文化資産の指定もありますが、JR横須賀駅は市民文化資産に指定されています。市民文化資産等のなかでも景観に重要な影響を与えるものについては、重複しての景観重要建築物の指定もあるのではないかと考えています。

○二本柳委員

昔から安浦を知っているが、駅舎を残したいという気持ちよりバリアフリーを推進したいという気持ちの方が理解しやすいが、地元の思いがあるのですか。

○事務局（岡）

イメージや面影を残すよう、要望することを聞いています。

県立福祉大学駅も、神奈川新聞の古い建物等を特集した記事に取り上げられるなど、話題にはなっていますが、市民文化資産等の指定はされていません。

○委員長

景観審議会専門部会では、届出のあったものを捌くのは重要な役割ですが、それだけでなく、幅を広げて大局的に自由に議論をして欲しいと思います。景観法の制定により、行政団体の権限が増えてきていますが、将来の景観条例の改正についても内容を専門部会で検討していくべきではないかと考えています。

景観重要建築物等の範囲については、景観法では景観重要公共施設として道路などのインフラストラクチャーも含まれることが明記されていますが、横須賀市景観条例にはありません。歴史的なものだけでなく、今後新しく造られるもので景観上重要なものも対象とするよう、それについても、今後の課題として専門部会で議論して欲しいと思います。

また、横須賀の特徴である斜面緑地をどうするのか、景観上、防災上問題となるものですが、景観条例とのからみで、どんな仕組みで守っていけるかということも課題になると思います。景観法が適用されると税制面での優遇措置が受けられる等、やりやすくなるので取り組んで行ったらどうでしょうか。

専門部会にお任せしますので、検討していずれ審議会に報告してください。

○委員長

他にご発言はありませんか。

○大橋委員

この審議会では、届出されたものに対して意見を言うだけなのでしょうか。それともここから何か新しく発信するものがあるのでしょうか。

○委員長

発信するものがあると思います。原則は、市から諮問されたことに対して回答するのが審議会ですが、それ以外にも提案することはできると思いますので、積極的な発言をして欲しいと思います。

このような課題があるのではないかという意見をあげれば、事務局で必要と思えばそのことについて諮問するというところもあると思うし、専門部会に審議検討を預けることもできると考えています。

○事務局（岡）

景観条例第16条にありますように、景観づくりの推進に関する重要事項について、調査審議していただき、施策に反映させて行きたいと考えています。

○委員長

他になにかご意見がございませうでしょうか。

ご意見がないようですので、以上で第1回横須賀市景観審議会を終了致します。

議事録署名委員

議事録署名委員